The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「雑家」の定義
Author(s)	藤居, 岳人
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 1991, 25, p. 19-32
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10638
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「雑家」の定義

藤居岳人

一　従来の研究

『漢書』芸文志（以下、『漢志』と略記）において雑家は以下のように定義されている。

雑家者流、蓋出於議官。兼儒墨、合名法、知国体之有此、見王治之無不貫、此其所長也。及盪者為之、則漫羨而無所帰心。

すなわち雑家はもともと諸子の学説を兼ね合わせて、政治について議することを特徴とする学派であったが、後には、とりとめのない議論をするようになって学派の本質から遠く離れた性格になってしまったとある。

この雑家の性格についての先行研究では『史記』の六家要旨における道家との関連を指摘するものが多い。

道家使人精神専一、動合無形、贍足万物。其為術也、因陰陽之大順、采儒墨之善、撮名法之要、与時遷移、応物変化、立俗施事、無所不宜、指約而易操、事少而功多。（『史記』太史公自序）

この六家要旨の道家の定義、特に「采儒墨之善、撮名法之要」の部分が先の『漢志』における雑家の定義「兼儒墨、合名法」と類似していることから、『史記』における道家と『漢志』における雑家とはほぼ同じ性質を持つ学派だとする論考が多い。(1)

また、「雑」字の定義について議論がある。それは「雑」が単に諸学派の説を寄せ集めるという意味しか持たないのか、それとも、諸学説を集めながらもその中心に一本の軸となる固有の思想を持つという意味を「雑」字にこめているのかという点である。これに関する議論は中国の論考に多い。(2)

その先行の諸研究を概観するならば、おのずから問題点が明らかとなってくる。まず第一は、雑家に関する研究が『史記』六家要旨と『漢志』との表現を中心としたものに偏っていること。そして、それらの見解が必ずしも一致していないこと。第二は、雑家の「雑」字の定義についてこれも一定の理解が得られていないことである。これらの問題点を勘案しながら以下に考察を進めてゆくこととする。

二　『史記』の道家と『漢志』の雑家と

標記の両者の意見が完全に一致するかどうかは疑問である。もっとも、『史記』中、『漢志』中のそれぞれの定義が類似していることから考察するならば、両者は一致すると見てもよかろう。さらに、注(1)に引く田中論考のように雑家の基盤の思想を『老子』系、すなわち所謂道家系だと見ることもできよう。しかし、『漢志』の雑家の項目に属している書目を見れば必ずしもそうとばかりは断定できない。

例えば、雑家に著録される『子晩子』三十五篇を見てみると、この『子晩子』は班固の注によれば「斉人、好議

兵、与司馬法相似」とある。『司馬法』は同じく『漢志』では『軍礼司馬法』百五十五篇となっており、六芸略中の礼類に著録されているが、兵権謀家の項の班注を見ると「出司馬法、入礼也」とあってもともと劉歆の『七略』では兵権謀家に入れられていたことがわかる。また、兵家の定義の項に「下及湯武受命、以師克乱而済百姓、動之以仁義、行之以礼譲、司馬法是其遺事也」とあるところからも、その内容が軍事に関連するものであることが推察される。以上から『子晩子』も班注において「好議兵」とあることが裏付けられる内容であったと考えられる。すなわち、『子晩子』に兵家との関連を見出だすことはできても、『老子』系の所謂道家との共通点を発見することは困難である。

『史記』の道家の定義と『漢志』の雑家の定義とが類似していることの意義は、先行論考の説くように『漢志』の雑家がすなわち老荘思想を標榜する所謂道家であるとすることではなく、両者とも一個の学派のみに拘泥せずに複数の学派の意に通じていることを指し示すものだと考えるべきであろう。ただ、この場合、そこに中心となる思想が存在するか否かは別の問題である。また、仮に中心的思想が存在するにしても、それが所謂道家思想でなければならないかどうかも以上の事実からは導き出すことはできない。従って、それについては以下の章で考察することとする。

三 『漢志』における雑家の意味の確定

正史について芸文志あるいは経籍志と名付けられる目録を持ったものは『漢書』・『隋書』・『旧唐書』・『新唐書』・『宋史』・『明史』の六点である。これら正史の目録類における諸子の配列はほぼ『漢志』の配列に従っているが、

その『漢志』において諸子は「儒家・道家・陰陽家・法家・名家・墨家・縦横家・雑家・農家・小説家」の順に配列されている。

『漢志』の諸子の配列では雑家は縦横家に次いで農家・小説家の前に置かれている。これについて梁啓超は前引〔注(2)〕論考において「既以無可帰者入雑家、則農家亦当在雑家前。今反置其後、頗不可解」と述べて、雑家が農家・小説家の前にあることを疑問視している。確かに、雑家の学派としての性格が諸子思想を折衷しただけのものであるならば諸子の中で最後に列せられていないことは不可解である。しかし、諸子思想を雑えながらも、もしその中に或る一貫した主張があるならば、雑家を一個の学派としても問題はなく『漢志』における順序に矛盾はないと言えるであろう。

先に述べたように『漢志』における雑家の特徴は「兼儒墨、合名法、知国体之有此、見王治之無不貫、此其所長也」となっており、さらにこの部分の顔師古の注が「治国之体、亦当有此雑家之説」・「王者之治、於百家之道、無不貫綜」とされていることからも、雑家思想の究極の目的は政治に資することであることがわかる。一国を無事に治めるためには一個の学派にとらわれるのではなく、諸子諸学派の長所を取り入れて実際の政治に役立てた方がよいのは当然である。そのためには最低限の政治理念はやはり持っていなければならない。それがなければまさしく雑多な思想の寄せ集めとなってしまう。このように雑家の書の中には中心となる思想がなければならず、そうであってこそ初めて雑家に著録されるのだと言えよう。

その雑家の性質を見るために『漢志』において雑家に著録されている『淮南子』二十一篇(『漢志』では「淮南内二十一篇」)を例にとって考察してゆく。『淮南子』は『漢志』以後の正史の目録にも雑家の項に著録されており、

代表的な雑家の著書と見てもよかろう。その二十一篇の最後に要略が配置されており、そこには『淮南子』を著した目的が以下のように記されている。

夫作為書論者、所以紀綱道徳、経緯人事、上考之天、下揆之地、中通諸理。雖未能抽引玄妙之中才、繁然足以観終始矣。総要挙凡、而語不剖判純樸靡散大宗、懼為人之惛惛然弗能知也。故多為之辞、博為之説。又恐人之離本就末也。故言道而不言事、則無以与世浮沈、言事而不言道、則無以与化游息。故著二十篇。

要略によれば『淮南子』を著したのは「道徳を紀綱し、人事を経緯する」ためだとしている。道徳はここでは形而上的な内容を表し、人事とは形而下的な事象を表す。これは『淮南子』の作者が表面上に現れる様々な事象を網羅するために雑多な内容をその書中に盛りこみながら、それらの事象をそのまま放置するのではなく、道という一本の軸によって秩序づけようとする意図を表したものである。

このような『淮南子』の方向に対して、「道」による統一は一応は為されているものの、「事」の面がやや曖昧で具体的方策に欠けるという欠点を指摘する研究が多い。(3) その結果、『淮南子』の目指す統一の方向が十分にその成果をあげておらず、『淮南子』は百科全書的性格から抜け出すことができないでいて、「道」による統一は失敗していると説く。そして『淮南子』を統一性を持たない百科全書と断定している。しかし、私はこのような結果論的な見解には賛成できない。確かに『淮南子』における統一は不十分であるかもしれない。結果的に見ればそのような面が『淮南子』に見えることは事実である。具体的に言えば『淮南子』の篇中に所謂道家系とされる部分と儒家系とされる部分とが存在し、その間に内容的に矛盾が見られることなどである。ただ、やはり『淮南子』が目指した

方向、すなわち「道」による統一の意図は見過ごすべきではない。その意図は結果的に統一に成功したか否かということによって打ち消されるべきものではない。結果よりも統一を意図したということの方が重要である。そして、このことこそが『淮南子』が『漢志』において雑家に著録された最大の理由ではなかろうか。

『漢志』淮南王伝では、

時武帝方好芸文、以（劉）安属為諸父、弁博善為文辞、甚尊重之。毎為報書及賜（顔師古の注に「賜、賜書也」）、常召司馬相如等視草乃遣。初、安入朝、献所作内篇、新出、上愛秘之。

と述べられており、劉安が武帝に『淮南子』を献じた記事が記載されている。彼が『淮南子』を献じた最大の理由は、『淮南子』を以て漢王朝の統治に生かすためであったに相違ない。ならば、『淮南子』を著した究極の目的はやはり政治に資することであり、『漢志』における雑家の定義と方向を一にするものと言えよう。すなわち『淮南子』はやはり雑家に録されて然るべき書であり、「道」という政治理念を持った書だということができよう。

以上、『漢志』における諸子学派の配列に関連して雑家の語の定義を試みた。ただ、この雑家の定義が後の正史目録の雑家にも当てはまるとは限らない。そこで次章では『漢志』以降における雑家の定義の変遷について概観してゆく。

四　『漢志』以降の雑家

『漢志』における雑家は、諸子学派の学説を折衷しながらもなおその中に軸となる思想を持つ書を集めたもので

あった。以後、正史の目録では雑家の項目は必ず設けられるようになった。ところでそれらの正史においても雑家は『漢志』において確立した定義がそのまま該当するのだろうか。

『漢志』以降、正史において雑家を定義しているものは少ない。わずかに『隋書』経籍志（以下、『隋志』と略記）と『旧唐書』経籍志（以下、『旧唐志』と略記）とに見えるのみである。まず『隋志』では雑家を以下のように定義している。

雑者、兼儒墨之道、通衆家之意、以見王者之化、無所不冠者也。古者、司史歴記前言往行・禍福存亡之道。然則、雑者蓋出史官之職也。放者（『漢志』道家の項の「放者」の顔師古注に「放、蕩也」とある。前引の雑家の項の「盪者」に通ずる）為之、不求其本、材少而多学、言非而博、是以雑錯漫羨、而無所指帰。

一見してわかる通り、この定義は『隋志』の作者の独創ではなく、『漢志』の雑家の定義「雑者、兼儒墨之道……無所不冠者也」を敷衍したものである。この箇所だけを見れば『隋志』は『漢志』の雑家の定義を踏襲しているかのようである。しかし、後半の「古者、……然則、雑者蓋出史官之職也」の部分は『漢志』では、以下のように道家の定義として用いられているのである。すなわち、

道家者、蓋出於史官、歴記成敗存亡禍福古今之道、然後知秉要執本、清虚以自守、卑弱以自持、此君人南面之術也。

ここでは道家の特徴を、古今の歴史を鑑みた上で君子が人民を統治するための方法を述べたものだとしている。つ

まり、『漢志』においては道家も雑家と同様に政治に資することをその目標としているとするのである。『隋志』における雑家の定義が『漢志』の雑家の定義と道家の定義とを混合したものであり、なおかつその双方の目的が政治に資することで一致するならば、当然『隋志』における雑家の書も政治に資することを目的としたものが多いだろう。ただ、全てが政治目的の書でないことは雑家の定義の項に「是以雑錯漫羨、而無所指帰」とあることからも推察される。

以上のように『隋志』では雑家を『漢志』における雑家と道家とを混在させた形で存続させた。と同時に両者を混することによってかえって一層雑家の性格を曖昧にした面もあった。それはやはり『漢志』の道家の定義を取り入れた点である。『隋志』においても当然別に道家の項目が立てられており、独自の定義づけがなされている。

道者、蓋為万物之奥、聖人之至賾也。……聖人体道成性、清虚自守、為而不恃、長而不宰、故能不労聡明而人自化、不仮修営而功自成。

『漢志』における道家との相違は「治」字がその定義の文中に見えないことである。これは『隋志』における道家が、政治目的から、より形而上学的問題に関心を移したことを示すものであろう。

このように道家を取ってみてもその性格は時代と共に移り変わり、一貫しているとは言えない。ましてや雑家の性格などはなおさらであり、次第に本来の面目を失ってゆき、ただ思想を雑然と折衷しただけのものを著録しているかのようになってしまう。その一例が『旧唐志』における雑家の定義である。

『旧唐志』では雑家をただ「七曰雑家、以紀兼敍衆説」と短く定義する。これは雑家だけではなく、例えば道家

についても「二曰道家、以紀清浄無為」と定義されているだけであるから、特に雑家のみが軽視されているというわけではない。しかし、この定義から読みとることのできる雑家の性格は、諸子の学説を雑えただけの学派としか見ることができない。以後、正史における雑家の定義を見ることはできない。恐らく諸子の定義は『旧唐志』以降、ほぼ固定したものであろう。

ただ気になる点は『宋史』芸文志（以下、『宋志』と略記）における雑家の書目である。なぜならば『宋志』の雑家の中にそれまでの正史では儒家類に属していた『新語』・『新書』・『説苑』・『中論』等の書名が著録されているからである。これら四篇は『宋志』以後の解題書類を見ると再び儒家に属している。これらがなぜ『宋志』においてのみ雑家に属しているかは今のところ私はよく説明できないが、恐らくみな諸説を雑えている点が雑家に著録された理由なのであろう。以上の点から言えることは、他の目録類で一貫した思想を持つとされる著書が雑家に属しているということであり、『宋志』における雑家はただ雑多な思想しか持たぬものを著録する分類項目ではないということである。しかし、雑家に関する定義が『宋志』中に見えないことから、すぐには断定することはできない。ならば雑家の定義の変遷を見るには宋代以降の解題書によるしかあるまい。以下、解題書を資料として雑家の定義の考察を進める。

五　解題書に見える雑家

宋代以降の解題書で代表的なものと言えば勿論『文献通考』経籍考と『四庫全書総目提要』とである。『文献通考』経籍考は同じく宋代の『郡斎読書志』・『直斎書録解題』を集録したものだから、ここではこの三書を中心に考

察を進めたい。ただ、『郡斎読書志』・『直斎書録解題』両者共に雑家に関する直接的な定義は見当たらない。しかし、解題を見れば或る程度の輪郭を類推することはできる。

まず『郡斎読書志』だが、雑家に著録されているものの中で『抱朴子』外篇と『事始』（唐の劉孝孫等撰）との解題が雑家について参考となることが述べられている。その『事始』の解題では「……然則事始之書当繫之儒。今以其所取不一、故附於雑家」と説かれている。この解題を見るならば『事始』が本来は儒家類に列すべき書でありながら、その中に見える論説が一個の学派に限られたものでないところから、雑家に著録した旨が述べられている。すなわち、ここでは雑家の性格を諸家の学説を集めたものの意にとっている。この意だけならば、『郡斎読書志』における雑家は『隋志』で規定されている雑家のように、「兼ねて衆説を敍する」ものを集めただけの分類であると見なしてよかろう。しかし、もう一方の『抱朴子』外篇の解題を見るならば一概に上記のようには言えなくなる。すなわち『抱朴子』では「……外篇頗言君臣理国用刑之道。故附於雑家云」とあり、『抱朴子』外篇が一国を治めるための道について説いているところから雑家に著録されたのだと述べているからである。この定義が、雑家を政治に資する論を述べた書が集められた学派と見なした『漢志』の雑家と同傾向を示すものだとすると、この『郡斎読書志』中には雑家を定義する二要素が混在していると言わねばなるまい。雑家の定義の曖昧さはここに至っても解決してはいない。

一方の『直斎書録解題』において参考となるのは『顔氏家訓』・『忘筌書』のそれである。まず『顔氏家訓』の項では「……古今家訓、以此為祖、而其書崇尚釈氏。故不列於儒家」と述べている。『顔氏家訓』は『旧唐志』に著録されて以来、一貫して儒家類に属してきた。この『直斎書録解題』に至って初めて雑家に属されたのは、その中

に仏教の説を雑えていたからであるとあるが、これは恐らく時代背景が関連するのであろう。すなわち、この宋代は前の唐代に引き続いて廃仏論が盛んであった。そして、儒家学説が多いにもかかわらず排斥すべき仏教説を含んでいるという点で『顔氏家訓』は雑家に著録されたのであろう。ここにおいて雑家の呼称は他の学派に比べて一個の学派としての純度が低い著書を著録するものを指すことが察せられる。この点では次の『忘筌書』のそれも同様である。

……本已見儒家。而館目置之雑家者、以其多用釈老之説故也。今亦別録於此。

この『忘筌書』も仏教や老荘の説を雑えていることによって雑家に列せられているのである。しかもこの書は同じ『直斎書録解題』において儒家類の項にも録されていることを考えあわせるならば、本来は儒家思想という一本の軸を持ちながら他の諸子学説をも雑えているということによって雑家の項目に著録されたことが察せられる。ただ、上記の例があることから、雑家の書に核心となる学説がなければならぬとは必ずしも言えないだろう。実際、諸学説を雑えたのみの書も多数雑家の項に存するはずである。ここにもやはり曖昧さを残している。

以上の点から考察するならば『郡斎読書志』・『直斎書録解題』における雑家の定義は、『隋志』が述べるように諸学説を集めたものを著録したとしか言うことはできない。

そこで最後に最も代表的な解題書である『四庫全書総目提要』（以下、『四庫提要』と略記）を検討することとする。まず『四庫提要』の子部総敘では雑家を定義して「群言岐出、不名一類、総薈粹、皆可採摭菁英、故次以雑家」と言う。これは極めて漠然とした定義であるが、雑家が一学派にとらわれず複数の学派の説の良いところを取

り入れていることがその特徴であるということが看取されよう。雑家類の冒頭ではさらに詳しく雑家について述べている。

……雑之義広、無所不包。班固所謂合儒墨、兼名法也。変而得宜、於例為善。今従其説、以立説者、謂之雑学。弁証者、謂之雑考。議論而兼敘述者、謂之雑説。旁究物理、臚陳織瑣者、謂之雑品。類輯旧文、塗兼衆軌者、謂之雑纂。合刻諸書、不名一体者、謂之雑編。凡六類。

このように『四庫提要』において初めて雑家は六類に分類される。ここにそれまでの目録類・解題書類における雑家の定義の曖昧さは一応の解決を見ているようである。その中で最も注目されるのは第一の雑学類である。

その雑学の定義は、

……実皆儒之失其本原者、各以私智変為雑学而已。其伝者寥寥無幾、不足自名一家、今均以雑学目之。其他談理而有出入、論事而参利害、不純為儒家言者、亦均附此類。

となっている。ここで雑学類に分類された書目には二種類あることがわかる。一つは『墨子』など正史の目録類では一学派として分類されていながら、その学派に属する書目数が減ったために雑家に著録された書。もう一方は、一学派の説にとらわれず他学派の説を雑えたところからこの雑学類に著録された書である。両者は本来は別々に類を立てられていたものでありながら、『四庫提要』において同じ雑学類の範疇に録されているという事実は看過すべきではなかろう。やはり、この両者には共通の性質が存するのであろう。それは後者にも前者と同様、中心とな

る一家言が存するということである。そうして初めて同一の項目に著録することが可能ではないか。

雑家の定義については、これまで論じてきたように常に曖昧さを伴うものであった。それは雑家が諸説を雑えながらも中心となる思想を持つ学派であるか否かという点についてであったが、『四庫提要』の雑学の解題を見るならば、雑学類は前者において言われるように一家言を持った著書を録していることが理解される。ただ、同じく一家言を持ちながら雑家が儒家などと異なる点は、雑家に録される著書が諸学説を雑えており、その学派としての純度が儒家などに比べて劣ることである。例えば『顔氏家訓』の解題では「……曼衍旁渉、不専為一家之言、今特退之雑家」とあることからも、雑家の、諸学説を折衷している度合が高いことが看取されよう。

さらに、雑家の定義の曖昧さのもう一方の要因である、中心的思想を持たぬ撰述に対する分類は、『四庫提要』では前に雑家類の箇所で述べたように、雑学類以外の五類（雑考・雑説・雑品・雑纂・雑編）に分類されている。ここにようやく『四庫提要』に至って雑家の定義が確立したということができよう。

おわりに

雑家についての研究はこれまで『漢志』を中心とするものが多かった。その『漢志』では、雑家を『史記』六家要旨における道家と同性質のものとする見方をしていた。ところが、その後の正史の目録類あるいは宋代以降の解題書類が『漢志』と全く同様の定義をしていたかというとそうではなかった。やはり時代によってその定義は変化していたのであった。しかもその変化は定義が明確化されてゆく過程を踏んだものではなく、常に曖昧さを伴うものであった。すなわち、雑家が諸思想の雑多な寄せ集めに過ぎないのか、それとも中心となる思想を持った学派で

あるのかという点である。本稿ではこれまであまり重視されていなかった『漢志』以降の主要諸目録に登場する雑家の解題と評価とに注目することによってその曖昧さの要因を明確にし、雑家について、より確実な定義をすることを目的とした。その結果、『四庫提要』に至って初めて雑家の分類と定義とが確立されたことが理解された。

一個の学派を定義することは甚だ困難である。今回は雑家の定義づけを試みたが、扱われる書物あるいは時代によってその意味にかなりの相違が見られる。これは「雑家」という、もともとその言葉自体に不確定な要素を持つ学派を対象としたことがその主たる原因であろう。ただ、中心となる軸を持つとされる儒家や法家などの学派が、それならば雑家に比べて定義づけが容易であるかと言えば必ずしもそうではなかろう。否、むしろ雑家と同じくらいの定義づけの困難さが予想される。今後、他学派の定義についてもより深く検討を進めてゆきたい。

注

(1) 金谷治「漢初の道家思潮」(『秦漢思想史研究』第二章・日本学術振興会・昭和三十五年)・田中麻紗巳「『淮南子』の自然について」(『集刊東洋学』三十六・一九七六年)・胡適『中国中古思想史長編』第二章雑家(『胡適作品集』二十一所収・遠流出版公司・一九八六年)などがその代表的なものである。

(2) 「雑」が諸学派の学説を集めたという意味しか持たないとする立場に立つ論考には馮友蘭『中国哲学史新編』第二十四章第四節・雑家和呂不韋的《呂氏春秋》(人民出版社・一九八四年)・梁啓超「漢書芸文志諸子略考釈」(『飲冰室専集』所収・台湾中華書局・民国七十六年)がある。雑家は諸学説を集めながらもその中心に固有の思想を持つとする立場の論考には胡適『淮南王書』(『中国中古思想史長編』第五章・前引『胡適作品集』二十二所収)・戴君仁「雑家与淮南子」(『幼獅学説』七巻三期・民国五十六年)が挙げられる。

(3) 金谷治「『淮南子』の研究」(前引『秦漢思想史研究』所収)・宮本勝「淮南子主術訓の政治思想とその理論構造」(北海道大学『中国哲学』四・一九六七年)等。

(阿南工業高等専門学校専任講師)